

令和7年度 東京都立江戸川高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

平成26年10月10日
校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめやいじめの傍観をさせない。
- (2) いじめを許さない。
- (3) いじめは芽の段階で摘み取る。
- (4) いじめの防止・対策に学校と保護者、地域、関係諸機関との連携を図る。

2 学校及び教職員の責務

保護者、地域住民並びに関係諸機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われる際は迅速かつ適切に対処する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの防止等に関する措置を組織的にかつ適切に行うために設置する。

イ 所掌事項

- いじめの防止
- いじめの早期発見
- いじめへの対処等
- いじめへの組織的な対応

ウ 会議

必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、養護教諭、生活指導部主任、スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動への対応について、保護者、地域住民、関係諸機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図る。また学校いじめ対策委員会を支援し、いじめ問題対応の充実を図る。

イ 所掌事項

- 問題行動の未然防止

- 問題行動の早期発見及び早期解決
 - 学校いじめ対策委員会への支援
 - 学校、保護者、地域住民、関係諸機関が連携した学校へのサポート体制の確立
- ウ 会議
- 原則として、年2回開催する。また必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、同窓会代表1名、近隣中学校校長1名
地域住民代表1名、地域関係諸機関代表1名、学識経験者1名

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア HR等の充実により、いじめを傍観せず、互いの個性を理解尊重し、望ましい人間関係を構築させる。
- イ 行事を通して、コミュニケーション能力を高め、自他の良さを認めて協力しあう姿勢や、いじめを是認しない自発性や自立性を高める。
- ウ 生徒の基本的な生活習慣を確立させ、生徒が主体的に授業や行事に取り組み、生徒が活躍できる学校づくりを推進する。
- エ 部活動を通して、生徒の学校での居場所を作り、仲間との絆を深め、集団の一員としての自信や自覚を養う。
- オ 情報等の授業や、全体集会を活用し、情報モラルを高める指導を推進する。

(2) 早期発見のための取組

- ア 担任による全生徒との個人面接を、年3回実施する。
- イ スクールカウンセラーによる生徒全員への個人面接を1学期に実施する。
- ウ 生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、生徒が教職員に気軽に相談できるような雰囲気づくりを徹底する。
- エ HRや授業、登下校指導、巡回指導等の際に、生徒観察を徹底して生徒の微細な変化も看過しない。
- オ 生徒に関する情報を教職員間で共有するために、毎日の打ち合わせの他に生徒情報交換会を年3回実施する。必要な情報は、時間講師にも伝えて共有する。

(3) 早期対応のための取組

- ア 事実を正確に掌握し、事実関係に基づく対応方針を学校いじめ対策委員会で検討し、全教職員で共有し対応を図る。
- イ 被害生徒の安全を確保し、養護教諭やスクールカウンセラーと協力しながら心理的なケアを行う。
- ウ 加害者の生徒への具体的な指導方策を担当、生活指導部から実施する。学校いじめ対策委員会では、その進捗状況を随時把握し、適切な指導を行えるように支援する。

エ いじめの情報を学校に伝えた生徒への安全を確保する。

オ 状況に応じて、教育相談センター、児童相談所、警察等外部諸機関と連携する。

(4) 重大事態への対処

ア 事実を正確に掌握し、事実関係に基づく対応方針を学校いじめ対策委員会で検討し、全職員で共有して対応を図る。

イ スクールカウンセラーの活用計画を立案し、適切な指導と心理的ケアを行う。

ウ 加害者の生徒への具体的な指導方策を担当、生活指導部から実施する。学校いじめ対策委員会では、その進捗状況を随時把握し、適切な指導を行えるように支援する。

エ 保護者に事実関係を理解してもらい、保護者と指導方針を共有するために、情報交換を密に行う。

オ 状況に応じて、教育相談センター、児童相談所、警察等外部諸機関と連携する。

5 教職員研修計画

(1) 学校いじめ対策委員会が中心となり、生活指導部と協力して校内研修を計画する。

(2) 学校いじめ対策委員会は、必要に応じて校内研修を実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 学校通信や教育懇談会の活用計画を立て、いじめの未然防止等に連携して臨むことの重要性や、保護者の役割等に関する保護者の理解を深める。

(2) 保護者が、担任だけでなく養護教諭やスクールカウンセラーに相談しやすい体制を作り、それを保護者に周知する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 教育相談センター・児童相談所・警察等関係諸機関との日常的な情報交換を密にする。

(2) 警察への通報の在り方を、事前に警察のスクールサポーターと相談しておく。

(3) 地域住民代表を活用した取組計画を作成する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 生徒・保護者がいじめの有無について回答しやすい質問等を検討し、毎年見直す。

(2) いじめの未然防止につながる、生徒の精神的な状況を把握できる質問等を検討し、毎年見直す。

(3) 学校評価結果をもとに、学校いじめ対策委員会はいじめの有無を確認する。また、生徒の精神的な揺らぎや課題を把握し、今後の指導の在り方を検討し、全職員に共有する。

(4) 必要に応じて、生徒の精神的な揺らぎや課題について、外部諸機関との連携を図る。